

岩手県告示第600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成26年8月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 認知症対応型通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人美楽会	奥州市水沢区羽田町字水無沢506番地6	デイサービスセンタースマイル	奥州市水沢区羽田町久保37番地	平成26年3月31日

2 介護予防認知症対応型通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人美楽会	奥州市水沢区羽田町字水無沢506番地6	デイサービスセンタースマイル	奥州市水沢区羽田町久保37番地	平成26年3月31日